

## Topics | トピックス

- ◆ 2022年4月1日から国民年金手帳から基礎年金番号通知書へ切替え～厚生労働省令第一一五号
- ◆ 医療職として新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事したことによる給与収入に特例措置
- ◆ 海外在住の年金受給権者の生計維持確認届・現況届の提出期限を延長
- ◆ 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言等を踏まえ障害年金診断書の取扱いの特例措置を延期
- ◆ 日本年金機構、各年金事務所等のバリアフリー情報を公開
- ◆ 2020年度国民年金の最終納付率は過去最高、全額免除・納付猶予も過去最多 ～「2020年度の国民年金の加入・保険料納付状況について」～
- ◆ 2021年4月末現在の国民年金の月次保険料納付率は3年経過納付率で76.8%

### ◆ 2022年4月1日から国民年金手帳から基礎年金番号通知書へ切替え ～厚生労働省令第一一五号

2020年5月29日に成立し同年6月5日に公布された「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」について、2021年6月30日、「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（厚生労働省令第一一五号）が発出された。

このなかで国民年金手帳から基礎年金番号通知書への切替え（2022年4月1日施行）について、船員保険法施行規則、厚生年金保険法施行規則、老齢福祉年金支給規則、国民年金法施行規則、沖縄の復帰に伴う厚生省関係の特例に関する省令、年金手帳の様式を定める省令、雇用保険法施行規則、国民年金法施行規則等の一部を改正する等の省令等において、「年金手帳」の記述はすべて「基礎年金番号通知書」に改正されている。

例えば、厚生年金保険法施行規則第三条「年金手帳の提出等」は「基礎年金番号通知書等の提出」とされ、「法第九条の規定による被保険者（第一号厚生年金被保険者に限る。以下「当然被保険者」という。）の資格を取得したとき（中略）は、直ちに、年金手帳を事業主に提出しなければならない。この場合において、その者が次の各号のいずれかに該当するときは、それぞれ当該各号に掲げる事項を事業主に申し出なければならない。」という条文は「法第九条の規定による被保険者（第一号厚生年金被保険者に限る。以下「当然被保険者」という。）の資格を取得したとき（中略）は、直ちに、基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を事業主に提出しなければならない」と改正され、事業主に申し出る事項としての第一項の第一号の氏名の変更についてと、第二号の被保険者の資格取得については削除された。

#### 年金手帳廃止の趣旨

国民年金手帳は、従来、①保険料納付の領収の証明、②基礎年金番号の本人通知という機能を果たすものだが、被保険者情報が既にシステムで管理されていること、個人番号の導入により手帳という形式で果たす必要性がないことが指摘されてきた。また、かつては多くの手続において国民年金手帳の添付を求めていたが、現在は、行政手続の簡素化及び利便性向上を推進する観点から、「基礎年金番号を明らかにする書類」で手続を可能としている。こうした環境の変化を踏まえ、事業者の業務の簡素化及び効率化等を図るため、国民年金手帳の手帳という形式や役割を見直すこととなった。

## ◆医療職として新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事したことによる給与収入に特例措置

日本年金機構は2021年6月11日、「医療職として新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事したことによる給与収入の取扱いについて」を公表した。

健康保険の被保険者に扶養されている被扶養者や国民年金第3号被保険者の認定および被扶養者の資格確認の際に、収入を確認するに当たっては、通常、被扶養者の過去の収入、現時点の収入または将来の収入の見込みなどから、今後1年間の収入を見込むものとして算定することになっている。

しかし、新型コロナウイルスワクチン接種業務は、例年になく対応として期間限定的に行われるものであり、また、特にワクチン接種業務に従事する医療職の確保が喫緊の課題となっているという特別の事情を踏まえ、特例措置として医療職の人がワクチン接種業務に従事したことにより得た給与収入は、収入確認の際、年間収入に算定しないこととしている。

※船員保険法に規定する被扶養者の認定および収入の確認においても同様の取扱いとなる。

### 【特例措置の対象者】

ワクチン接種業務に従事する医療職の人（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士および救急救命士）

### 【特例措置の対象となる収入】

2021年4月から2022年2月末までの期間において、新型コロナウイルスワクチン接種業務により得た収入

### 【特例措置の対象となっている人が被扶養者または国民年金第3号被保険者に関する届出を行う場合】

#### ◎記載方法（図1）

- ① 認定対象者の「収入（年収）」欄に記載する  
今後1年間の年間収入見込額は、ワクチン接種業務による収入見込額を除いた金額を記載する。
- ② 届出に当たって「添付する収入額が確認できる書類（給与明細等）」に、ワクチン接種業務による収入額が含まれている場合には、届書の「扶養に関する申立書」欄に、ワクチン接種業務に医療職として従事した旨および当該業務による収入額を記載する。

※船員保険被扶養者（異動）届を提出する場合は、「扶養に関する申立書」欄がないため、「備考」欄にワクチン接種業務に医療職として従事した旨および当該業務による収入額を記載する。

#### ◎被扶養者収入確認

現在、被扶養者となっている人で、新型コロナウイルスワクチン接種業務により収入が増え、年間130万円（60歳以上の被扶養者や障害のある被扶養者は180万円）を超える見込みであっても、当該業務により得た収入を除いた額により引き続き被扶養者に該当するかを判断する。

<図1> 「被扶養者（異動）届 第3号被保険者関係届」の記載例

The form is titled "被扶養者（異動）届 第3号被保険者関係届" (Beneficiary Change Notice for Category 3 Insured Persons). It contains the following sections and data:

- Form Code:** 2202
- Applicant:** 株式会社 健保産業 (Kobe Industry Co., Ltd.), 代表取締役社長 健保 良一 (President Kenpei Ryoichi)
- Address:** 〒168-8500 東京都杉並区高井戸3-2-1
- Income Section:**
  - 扶養対象者: 10名
  - 扶養対象者名: 年金 一郎 (Yenkin Ichiro)
  - 収入(年収): 4,500,000円
- Beneficiary Section (花子 Hanako):**
  - 氏名: 花子 (Hanako)
  - 住所: 〒168-8500 東京都杉並区高井戸1-1-1
  - 収入(年収): 1,200,000円
  - 備考: 1ヶ月の収入額 通常のパート収入 10万円、ワクチン接種業務の収入 8万円
- Other Beneficiaries Section:** Lists other family members with their respective income details.

## ◆ 海外在住の年金受給権者の生計維持確認届・現況届の提出期限を延長

日本年金機構は2021年6月10日、海外在住の年金受給者に向けて「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた生計維持確認届・現況届の提出期限に係る取扱いについて」を公表した。

通常、海外在住の年金受給権者の生計維持確認届や現況届は誕生月末日に設定された提出期限までに提出がない場合は、提出されるまで年金の支払いが一時停止される。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する受給権者については、それぞれの国・地域において郵便の受付が再開された後3カ月後までの間、年金の支払いを差し止めないこととする。ただし、提出期限が2020年2月末日以降である受給権者に限る。

該当する受給権者には、郵便の受付の再開後、個別に届書の提出について日本年金機構から案内があることとなっている。

<参考> 郵便の受付が再開された国・地域 (2021年4月30日現在)

### 【アジア】

国・地域名	再開された月	再び郵便受付が停止となった月	提出期限
カンボジア	令和2年6月	令和3年4月	—
台湾	令和2年7月		令和2年11月2日
マカオ	令和2年8月		令和2年11月30日
オマーン	令和3年2月	令和3年3月	—

### 【ヨーロッパ】

国・地域名	再開された月	再び郵便受付が停止となった月	提出期限
ボスニア・ヘルツェゴビナ	令和2年8月	令和2年11月	—

### 【アフリカ】

国・地域名	再開された月	再び郵便受付が停止となった月	提出期限
ガンビア	令和2年8月		令和2年11月30日
アンゴラ	令和2年9月	令和3年2月	—
ガーナ	令和2年9月	令和2年11月	—
ナイジェリア	令和2年9月	令和2年11月	—
コンゴ民主共和国	令和2年9月		令和3年1月4日

## ◆ 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言等を踏まえ障害年金診断書の取扱いの特例措置を延期

日本年金機構は2021年6月25日、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言等を踏まえた障害年金診断書の取扱いについて、特例措置を延期することを公表した。障害年金診断書の作成可能期間は3カ月間とされているが、緊急事態宣言(2021年1月8日～同年3月21日、同年4月25日～同年7月11日)やまん延防止等重点措置(2021年4月5日～同年7月11日)の対象地域に居住する人や、圏域をまたいで対象地域の医療機関を受診する人が、医療機関を受診できず、通常の手続を円滑に行うことができない場合を想定して、以下のとおり、障害年金診断書の提出についての特例措置が延期されることとなった。

### ● 提出期限が2021年2月末日である人

2021年8月末日までに障害年金診断書が提出された場合は、障害年金の支払いの一時差し止めは行われない。

### ● 提出期限が2021年3月末日、4月末日、5月末日、6月末日、7月末日、または8月末日である人

2021年9月末日までに障害年金診断書が提出された場合は、障害年金の支払いの一時差し止めは行われない。

(※2021年6月25日現在)

## ◆ 日本年金機構、各年金事務所等のバリアフリー情報を公開

日本年金機構は、2021年6月21日から全国の各年金事務所等のバリアフリー対応状況をホームページに公開している。使用されているピクトグラムは図2のとおり。

<図2> 年金事務所等で使用されているバリアフリー表示

	建物出入口まで点字ブロックがあります		建物出入口に段差があるため、スロープがあります		出入口は自動ドアまたは常時解放しています ※テナントとして入居している場合は、専有部分の出入口を指します
	車いす使用者が利用できる駐車場があります		自拠点内に段差があります		貸出用車いすがあります
	車いす使用者が利用できるエレベーターがあります		車いす使用者が利用できるトイレがあります		オストメイト対応トイレがあります
	乳幼児のおむつ交換台があります		乳幼児いす付きトイレがあります		自拠点内にAEDがあります
	補助犬を同伴できます				

## ◆ 2020年度国民年金の最終納付率は過去最高、全額免除・納付猶予も過去最多 ～「2020年度の国民年金の加入・保険料納付状況について」～

厚生労働省は2021年6月28日、「2020年度の国民年金の加入・保険料納付状況」についてを公表した。これによると、2020年度の最終納付率※（2018年度分保険料）は77.2%で前年度から0.9ポイント上昇している。2012年度の最終納付率（2020年度分保険料）から8年連続で上昇しており、統計を開始した2004年度の最終納付率（2002年度分保険料）以降、最高値となった。

一方で、全額免除・納付猶予を受けている人（法廷免除者・申請全額免除者・学生納付特例者・納付猶予の合計）も609万人で統計開始以来、過去最多となった（表1）。新型コロナウイルスの感染拡大の影響により経済的困窮に陥る人が増えたことが原因とみられる。

※2018年4月分～2019年3月分の保険料納付対象月数のうち、2021年4月末までに納付された月数の割合

<表1> 国民年金被保険者数の動向

(単位：万人)

	第1号被保険者（任意加入を含む）							
		第1号被保険者（任意加入を含まない）						
			全額免除・猶予者				一部免除者	
法定免除者	申請全額免除者		学生納付特例者	猶予納付者				
2015年度	1,668	1,645	576	135	230	172	40	47
2016年度	1,575	1,554	583	135	221	176	51	43
2017年度	1,505	1,486	574	134	211	176	53	41
2018年度	1,471	1,452	574	135	205	179	55	40
2019年度	1,453	1,434	583	136	212	180	55	41
2020年度	1,449	1,431	<b>609</b>	139	235	177	58	36



## ◆ 2021年4月末現在の国民年金の月次保険料納付率は3年経過納付率で76.8%

厚生労働省は2021年6月25日、2021年4月末現在の国民年金保険料の納付率を公表した。

### 【2018年4月分の納付率】（3年経過納付率）

対前年同期比0.7%増の76.8%であった。3年経過納付率は最終的な納付率の状況を示すものとなっている。納付対象月数は879万月で、納付月数は675万月。

### 【2019年4月分の納付率】（2年経過納付率）

対前年同期比3.7%増の77.0%であった。納付対象月数は842万月で、納付月数は648万月。

### 【2020年4月分の納付率】（1年経過納付率）

1年経過納付率は74.2%であった。納付対象月数は819万月で、納付月数は608万月。

なお、都道府県別に見ると、1年経過納付率・2年経過納付率・3年経過納付率ともに最も高いのは島根県で、3年経過納付率は87.6%となっている。